千葉県酒米高騰対策支援事業
支援金申請要領

【申請期間】

令和９年１月４日（月）～令和９年１月29日（金）

※申請期間を過ぎてからの申請は一切受け付けられません。

【問合せ先】

千葉県 商工労働部 経済政策課

（制度全般）

＜電　話＞　０４３－２２３－２７３４

＜メール＞　chiba-sake@mz.pref.chiba.lg.jp

（パートナーシップ構築宣言に関すること）

＜電　話＞　０４３－２２３－２７０３

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

令和８年１１月２５日

千葉県　商工労働部　経済政策課

目　次

１　支援金の概要 1
２　対象者 1
３　給付額 3
４　申請書類 3
５　申請書類の提出方法 5
６　その他留意事項 6
７　申請様式の記載例 7
（１）千葉県酒米高騰対策支援事業支援金申請書（第１号様式） 7
（２）申請額計算書（第２号様式） 9
（３）単価計算書（第３号様式） 10
（４）誓約書（第４号様式）・役員等氏名一覧表（第４号様式別添） . . . 12
（５）購入先又は組合からの証明書類 14

１　支援金の概要

酒米が高騰している中、発酵県ちばの魅力の一つである日本酒文化を支える県内の清酒製造事業者の負担軽減を図るため、その高騰額の一部を助成します。

２　対象者

次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者を対象とします。
ただし、暴力団員等又は暴力団密接関係者は対象となりません。

要件①　**千葉県内に主たる事業所を有すること。**

要件②　**中小企業者等※1（みなし大企業※2は除く。）であり、かつ、清酒製造事業者であること。**

要件③　**「パートナーシップ構築宣言」を行っていること。**

要件④　**事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。**

要件⑤　**事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。**

※１　中小企業者等

本支援金における「中小企業者等」は、下記のア又はイのいずれかに該当する事業者とします。

ア　資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業　種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業	３億円	300 人
卸売業	１億円	100 人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	３億円	300 人

※資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第２０条の規定に戻づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、２箇月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４箇月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

イ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１号の規定による会社以外の法人であって、下記の要件のいずれにも該当しない者であること。

（ア）法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第１に規定する公共法人

（イ）常時使用する従業員数が 300 人を上回る法人

（ウ）宗教上の組織若しくは団体

（エ）政治団体

※２　みなし大企業

本支援金における「みなし大企業」は次のいずれかに該当する事業者とします。

ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の１／２以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２／３以上を大企業が所有している中小企業者等

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の１／２以上を占めている中小企業者等

エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者等が所有している中小企業者等

オ　ア～ウに該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

※大企業とは、中小企業者等以外の会社をいいます。

※上記ウの役員には、会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役、及び会社法第 381 条第１項に規定する監査役は含まれません。

３　給付額

産地・銘柄・等級ごとに次の算式により算定した金額を給付します。

＜算定式＞

（令和７年産酒米の購入単価（円/俵）　－　令和６年産酒米の購入単価（円/俵））　×　令和７年産酒米の購入数量（俵）　×　１/２

※令和７年産酒米は**令和８年１２月３１日までに支払が完了したもの**を対象とします。

※購入単価には、消費税抜きとし、運搬費・精米費は含めません。

４　申請書類

以下の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。申請書類の返却はしません。

なお、申請書類に関係する帳簿及び全ての証拠書類は、**令和８年度の終了後５年間（令和１３年度末まで）保存**しておく必要があります。（電子メールにて提出したスキャンデータの原本も保存の対象となります。）

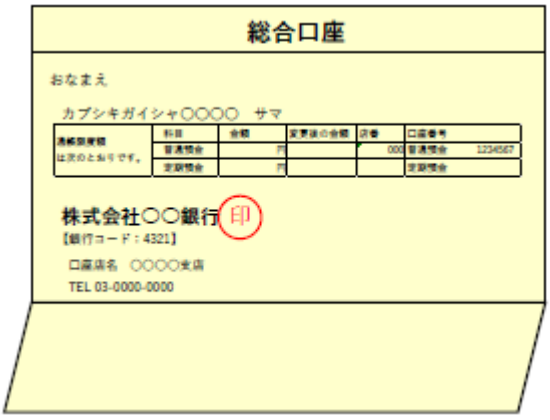
ﾁｪｯｸ	番号	申請書類	必須
□	1	**千葉県酒米高騰対策支援事業支援金申請書（第１号様式）**	必須
□	2	**申請額計算書（第２号様式）**	必須
□	3	**単価計算書（第３号様式）**	購入先又は千葉県酒造組合から、次の事項を証明した書類を取得した場合は不要 ＜証明事項＞ ①単価 ②購入数量 ③支払事実
□	4	**誓約書（第４号様式）・役員等氏名一覧表（第４号様式別添）** ・誓約書は、法人の場合、代表者印を押印すること。	役員等氏名一覧（第４号様式別添）は一次募集提出時から変更がない場合は不要
□	5	**法人事業概況説明書・決算書（直近２期分）** ・税務署へ提出しているものを提出すること。 ・直近２期分とする。ただし、創業後２度目の決算	必須

チェック	番号	申請書類	必須
		期を迎えていない場合は、１期分で可。	
□	6	**履歴事項全部証明書** ・法人の場合のみ提出し、申請日時点で発行日から３ヶ月以内のもの	必須
□	7	**清酒製造免許の写し**	必須
□	8	**パートナーシップ構築宣言に係る宣言書**	必須
□	9	**令和６年産酒米及び令和７年産酒米の購入実績が確認できる書類** （請求書と通帳の写し　等※） ・次の事項が確認できること ①産地・銘柄・等級ごとの単価（税抜） ②購入数量 ③支払事実 **※購入先又は組合から、上記①～③の事項を証明した書類を取得できる場合、それによることも可能。**	必須
□	10	**振込先口座を確認できる書類** ・申請者名義の通帳等の写しを提出すること。（銀行名・支店名番号・支店名・預金種別・口座番号・名義人が確認できること。）	必須

通帳等の写しについて

銀行名・支店番号・支店名・預金種別・口座番号・名義人が確認できるように、通帳を開いた１・２ページ目を添付（提出）してください。

通帳を開いた１・２ページ目



※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

５　申請書類の提出方法

（１）申請受付期間

令和９年１月４日（月）から令和９年１月２９日（金）まで

（２）申請受付方法

原則として、電子メールにて申請をお願いします。
電子メールでの提出が困難な場合には、郵送での提出も可能です。

ア　電子メールによる提出の場合

下記メールアドレスへ提出してください。（添付書類はスキャンするなどして提出してください。）
県にて受信した際は、担当者より受信した旨返信します。
１度に受信できるファイル容量の上限は、７．２ＭＢです。添付ファイルの容量が７．２ＭＢを超える場合は、複数に分けて送信するなど対応をお願いします。

提出先　chiba-sake@mz.pref.chiba.lg.jp

イ　郵送による提出の場合

申請書類を以下の宛先に郵送してください。
（令和９年１月２９日（金）の消印有効）

提出先　〒２６０―８６６７
千葉市中央区市場町１－１
千葉県　商工労働部　経済政策課　ＭＩＣＥ誘致推進室

なお、郵送にあたっては、以下(ア)～(カ)の点に留意ください。
(ア)不着を防ぐため日本郵便で送付ください。
(イ)申請書類は信書扱いですのでメール便等では送付できません。
(ウ)簡易書留など郵送物の追跡ができる方法を利用ください。
(エ)切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。
(オ)書類の散逸を防ぐため、提出書類は全てＡ４サイズとするか、Ａ４用紙に貼付してください。
(カ)申請書類の持参は受付できません。

６　その他留意事項

（１）　本支援金の給付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、千葉県に支援金を返金するとともに、加算金を支払うことになりますので御承知おきください。
※**不正受給は犯罪**です。警察当局と連携しながら厳格に対処します。

（２）　本支援金の申請を取り下げる場合には、給付決定通知を受けた日から10 日以内に、「取下書」（任意様式）を提出してください。

（３）　県は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

（４）　給付対象者は、本支援金の申請にかかる帳簿及び全ての証拠書類を、給付事業の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

7　申請様式の記載例

（１）千葉県酒米高騰対策支援事業支援金申請書（第１号様式）

（第１号様式）

千葉県酒米高騰対策支援事業支援金申請書

千葉県酒米高騰対策支援事業支援金給付要綱第３条の給付対象事業者に該当するため、同要綱第５条の規定に基づき支援金を申請します。なお、同要綱第６条の規定に基づき支援金の給付が決定した場合記載の口座へ振込をお願いします。

令和 9 年 1 月 4 日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

申請額（合計）　4,750,000　円

申請者情報

法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
本社・本店所在地	〒	260	—	8667										
	千葉	県	千葉市中央区市場町１－１											
申請者名（法人名又は屋号及び代表者名）	フリガナ	カブシキガイシャ●●●●●●シュゾウ												
	法人名又は屋号	株式会社●●●●酒造												
	代表者役職	代表取締役			フリガナ	チバ　タロウ								
					代表者氏名	千葉　太郎								
資本金・出資金 ※個人事業主は記載不要	10,000,000 円													
常時使用する従業員数 ※常時使用する職員がいなければ、0人と記載	12 人													

主たる業種（右のいずれかに✓を入れてください）		資本金又は出資の総額	従業員数
✓	①製造業、建設業、運輸業	３億円以下	３００人以下
	②卸売業	１億円以下	１００人以下
	③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	５千万円以下	１００人以下
	④小売業	５千万円以下	５０人以下
	⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	９００人以下
	⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
	⑦旅館業	５千万円以下	２００人以下
	⑧その他の業種（上記以外）	３億円以下	３００人以下
	⑨会社以外の法人		３００人以下

連絡担当者	部署（なければ不要）	総務課	フリガナ	チバ　ジロウ
			氏名	千葉　次郎
連絡先	携帯電話	—	—	※日中つながる番号としてください
	固定電話	043 — 223 — 2714		※日中つながる番号としてください
	メールアドレス	●●●@●●●.jp		

申請内容について、確認する場合がありますので、必ず記載してください。

<table>
<tr><td rowspan="5">振込先口座情報</td><td rowspan="3">金融機関</td><td colspan="4">金融機関名</td><td colspan="3">本・支店名</td></tr>
<tr><td colspan="4">●●
☑ 銀行
☐ 信用金庫
☐ 信用組合
☐ その他</td><td colspan="3">本店</td></tr>
<tr><td>金融機関コード</td><td>支店コード</td><td>種別</td><td colspan="7">口座番号（右詰め）</td></tr>
<tr><td>1 2 3 4</td><td>5 6 7</td><td>☑ 普通
☐ 当座</td><td colspan="7">1 2 3 4 5 6 7</td></tr>
<tr><td>口座名義人
（カタカナ）</td><td colspan="11">カブシキガイシャ●●●●●●シュゾウ</td></tr>
</table>

※金融機関種別に必ず✓を入れてください。

※口座は、申込人名義の口座、個人事業者の場合は申

※通帳入して下さい。

（注）異なります。

ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行で御確認ください。

振込先口座は、申請者の名義としてください。
申請者名義でない場合は、振り込むことができません。

（２）申請額計算書（第２号様式）

（第２号様式）

申請額計算書

申請者名	株式会社●●●●酒造

No.	購入先	酒造組合経由	産地	銘柄	等級	令和6年産 単価（税抜） ※１	令和7年産 単価（税抜） ※１	高騰額	令和7年産 購入数量 （小数点第2位以下切捨て）※２	支援金の額 （1円未満切捨て）	単価算定方法	
											購入先又は組合による証明	申請者計算 ※３
	A	B	C	D	E	F	G	H(G-H)	I	J (H×I×1/2)	K	L
1	㈱Ａ社	○	Ａ県	総の舞	１等	15,000 円/俵	27,000 円/俵	12,000 円/俵	300.0 俵	1,800,000 円	○	
2	㈱Ｂ社		Ｂ県	五百万石	１等	18,000 円/俵	30,000 円/俵	12,000 円/俵	300.0 俵	1,800,000 円		○
3	㈱Ｂ社		Ｃ県	雄山	１等	17,000 円/俵	28,500 円/俵	11,500 円/俵	200.0 俵	1,150,000 円		○
4						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
5						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
6						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
7						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
8						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
9						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
10						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
11						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
12						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
13						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
14						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
15						円/俵	円/俵	0 円/俵	俵	0 円		
合　計									800.0 俵	4,750,000 円		

Ｂ列　千葉県酒造組合経由で購入したものは、○を記入。

※1　酒米自体の単価とし、**運搬費や精米費、梱包費などは含まない**こと。請求書等で酒米自体の単価が把握できない場合は、**購入先に単価を確認し、その単価を記載**すること。
その場合は、購入先から酒米の単価（税抜）が証明できる書類を取得し、添付すること。
令和6年度産の購入実績が無い場合は、購入先に単価を確認し、その単価を記載すること。ただし、**購入先から令和6年産酒米の単価（税抜）が証明できる書類を取得**し、添付すること。

※2　令和7年産は、**令和8年12月31日までに支払が完了したもののみ記載**すること。（酒造組合を通して購入したものについては、組合に対して令和8年12月31日までに支払いが完了しているもの）

※3　「単価計算書」（第３号様式）を作成の上、添付すること。

（３）単価計算書（第３号様式）

購入先又は千葉県酒造組合から、次の事項を証明した書類（14 ページ参照）を取得した場合は不要
＜証明事項＞①単価　②購入数量　③支払事実

（第３号様式）

単価計算書

申請額計算書№	購入先	酒造組合経由	産地	銘柄	等級
2	㈱Ｂ社		Ｂ県	五百万石	１等

申請者名	株式会社●●●●酒造

令和6年産酒米				令和7年産酒米			
支払日	購入単価（税抜）※1	購入数量（小数点第2位以下切捨て）	購入金額（税抜）（1円未満切捨て）	支払日 ※2	購入単価（税抜）※1	購入数量（小数点第2位以下切捨て）	購入金額（税抜）（1円未満切捨て）
A	B	C	D（B×C）	A	B	C	D（B×C）
R6.10.1	18,000 円/俵	100.0 俵	1,800,000 円	R7.10.1	30,000 円/俵	100.0 俵	3,000,000 円
R6.11.1	18,000 円/俵	50.0 俵	900,000 円	R7.11.1	30,000 円/俵	200.0 俵	6,000,000 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
合計		① 150.0 俵	② 2,700,000 円	合計		① 300.0 俵	② 9,000,000 円
購入単価（②÷①）＝申請額計算書「令和6年産単価」			18,000 円/俵	購入単価（②÷①）＝申請額計算書「令和7年産単価」			30,000 円/俵

□ 令和6年産購入実績無し

購入先又は組合からの聞取単価（税抜）　※3 ＝申請額計算書「令和6年産単価」		円/俵

※1　**酒米自体の単価とし、運搬費や精米費、梱包費などは含まない**こと。請求書等で酒米自体の単価が把握できない場合は、**購入先に単価を確認し、その単価を記載**すること。その場合は、購入先から酒米の単価（税抜）が証明できる書類を取得し、添付すること。

※2　令和7年産は、**令和8年12月31日までに支払が完了したもののみ**記載すること。
（酒造組合を通して購入したものについては、組合に対して令和8年12月31日までに支払いが完了しているもの）

※3　購入先から令和6年産酒米の単価（税抜）が証明できる書類を取得し、添付すること。

（第３号様式）

令和７年産酒米の購入実績があるが、令和６年産酒米の購入実績がない場合

申請額計算書No.	購入先	酒造組合経由	産地	銘柄	等級
3	㈱Ｂ社		Ｃ県	雄山	１等

令和6年産酒米				令和7年産酒米			
支払日	購入単価（税抜）※1	購入数量（小数点第2位以下切捨て）	購入金額（税抜）（1円未満切捨て）	支払日 ※2	購入単価（税抜）※1	購入数量（小数点第2位以下切捨て）	購入金額（税抜）（1円未満切捨て）
A	B	C	D（B×C）	A	B	C	D（B×C）
	円/俵	俵	0 円	R7.10.1	27,000 円/俵	50.0 俵	1,350,000 円
	円/俵	俵	0 円	R7.11.1	29,000 円/俵	150.0 俵	4,350,000 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
	円/俵	俵	0 円		円/俵	俵	0 円
合計		① 0.0 俵	② 0 円	合計		① 200.0 俵	② 5,700,000 円
購入単価（②÷①）＝申請額計算書「令和6年産単価」			② 0 円/俵	購入単価（②÷①）＝申請額計算書「令和7年産単価」			② 28,500 円/俵

☑ 令和6年産購入実績無し

購入先又は組合からの聞取単価（税抜）※3 ＝申請額計算書「令和6年産単価」	17,000 円/俵

※1　**酒米自体の単価とし、運搬費や精米費、梱包費などは含まない**こと。請求書等で酒米自体の単価が把握できない場合は、**購入先に単価を確認し、その単価を記載**すること。その場合は、購入先から酒米の単価（税抜）が証明できる書類を取得し、添付すること。

※2　令和7年産は、**令和8年12月31日までに支払が完了したもののみ**記載すること。
（酒造組合を通して購入したものについては、組合に対して令和8年12月31日までに支払いが完了しているもの）

※3　購入先から令和6年産酒米の単価（税抜）が証明できる書類を取得し、添付すること。

（４）誓約書（第４号様式）・役員等氏名一覧表（第４号様式別添）

誓　約　書

私は、千葉県酒米高騰対策支援事業支援金の申請をするにあたり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

・申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽や不正はありません。

・千葉県酒米高騰対策支援事業支援金の給付を申請した者（法人その他の団体にあっては、別添の役員等氏名一覧表に記載する役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県酒米高騰対策支援事業支援金給付要綱第３条第２項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察に照会することについて承諾します。

・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。

・国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の給付要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。

・本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及びすべての証拠書類を今後５年間保存することに同意します。

以上

令和９年１月４日

↑申請日と同じ日付を記載してください。

千葉県知事　熊谷　俊人　様

↓都道府県から記載してください。

所 在 地　千葉県　千葉市中央区市場町1−1

名　　称　株式会社●●●●酒造

↓個人の場合、自署してください。

代表者名　千　葉　太　郎　㊞

↑法人の場合、代表者印（丸印）を押印してください。

（第４号様式別添）

役員等氏名一覧表

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日 元号	年	月	日	性別 (M･F)	住所	職名
1	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ●●●●ｼｭｿﾞｳ	株式会社●●●●酒造	ﾁﾊﾞ ﾀﾛｳ	千葉　太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町１－１	代表取締役
2	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ●●●●ｼｭｿﾞｳ	株式会社●●●●酒造	ｲﾁﾊﾗ ﾊﾅｺ	市原　花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿２－８－１	取締役
3	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ●●●●ｼｭｿﾞｳ	株式会社●●●●酒造	ﾅﾗｼﾉ ｶｽﾞｵ	習志野　一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通１	監査役
4	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ●●●●ｼｭｿﾞｳ	株式会社●●●●酒造	ﾔﾁﾖ ｼﾞﾛｳ	八千代　二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

・半角カタカナで入力
・途中にスペースは入力しない

・半角カタカナで入力
・姓と名の間は半角
　スペースを1つ入力

半角数字で
入力

・半角アルファベット
　大文字で入力
・大正：T、昭和：S、平成：H

・全角文字で入力
・都道府県から入力（政令指定都市の場合も）
・1番1号　⇒　1－1（ハイフンでつなぐ）
　2丁目3番4号　⇒　2－3－4
　5番3　⇒　5－3

・全角文字で入力
・途中にスペースは入力しない
・（株）などに略さない

・全角文字で入力
・姓と名の間は全角
　スペースを1つ入力
・外字の場合は常用漢字で入力。
（別途「手書きメモ等」で提出）

・半角アルファベット
　大文字で入力
・男：M、女：F

留意事項

①外字について
氏名の一部に外字を使用する場合、入力は**常用漢字**とし、手書きメモ（ＰＤＦ形式）等で正規の文字を送付してください。

②外国人について
外国人の氏名は、『氏名（漢字）』に母国語表記（アルファベット、中国語等）をし、『氏名（半ｶﾅ）』に読み方を入力してください。

③人定事項について
記入された人定事項に誤りがあった場合、照会結果に疑義が生じますので、**必ず確認してください。**
また、所定の人定事項が**具備されていない場合**は、県警から**『回答差し控え』**と回答される可能性があります。

（５）購入先又は組合からの証明書類

参考様式であり、次の要件を満たしていれば様式は問いません。
- **①単価、②購入数量、③支払事実についての証明されていること**
- **購入先又は組合の代表者名が記載されており、代表者印が押印されていること**

（参考様式）

酒米単価及び支払に関する証明

株式会社●●●●酒造
代表取締役　千葉　太郎　　様

番号	産地	銘柄	等級	令和6年産単価（円/俵）	令和7年産単価（円/俵）	令和7年産購入数量（俵）
1	Ａ県	総の舞	１等	15,000	27,000	300.0
2				（以下余白）		
3						
4						
5						

※上記単価には、精米費や運搬費・梱包費等、酒米以外の費用を含まない。

令和９年１月４日

支払事実を証明するため、**証明日は支払完了日以後の日付**となります。

上記のとおり、産地・銘柄・等級ごとの酒米単価について相違ないこと及び当該取引に係る代金の支払いが令和８年１２月３１日までに完了していることを証明します。

所在地：　千葉市中央区中央４－１３－７

会社名：　千葉県酒造協同組合

代表者役職・氏名：　会長　●●　●●

担当者名・連絡先：　●●　●●（０４３－●●●－●●●●）

代表者印の押印が必要。
（社印は不可）

代表者印